

令和 7 年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

市税につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)も課税の対象となります。市内に償却資産を所有している方は毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について申告していただくことになります(地方税法第 383 条〈固定資産の申告〉)。

つきましては、この手引きを参照し申告書等を作成の上、下記期限までにご提出ください。

提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

郵送で申告書を提出される方で控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に宛名をご記入の上、切手を貼って同封してください。

申告書の提出先・お問い合わせ先

〒186-8501 東京都国立市富士見台2丁目 47 番地の1

国立市 政策経営部 課税課 固定資産税係

市役所1階 14 番窓口

電話 042-576-2111 (内線101)

申告期限が近づきますと、窓口が大変混み合います。
期限に余裕をもったご申告にご協力をお願いいたします。

(目次)

I 償却資産の申告について	3
1. 申告していただく方	3
2. 申告期限.....	3
3. 申告の方法	4
4. 提出書類.....	4
II 償却資産とは	6
1. 償却資産とは.....	6
2. 申告の対象となる資産	6
3. 申告の必要がない資産.....	6
(参考)少額の減価償却資産の取扱いについて	7
4. 償却資産の種類と具体例.....	8
5. 業種別の主な償却資産の例	9
6. 建物附属設備における家屋(建物)と償却資産の区分	10
III 償却資産の評価と課税について	11
1. 償却資産の評価方法	11
2. 課税標準と税額	11
3. 納税通知書及び納期等.....	13
4. 課税台帳の閲覧及び審査の申し出	13
5. 非課税となる資産	13
6. 課税標準の特例が適用される資産	13
7. 国税との主な違い	14
8. 償却資産に関する法令等.....	15
IV 償却資産申告Q&A	16
V 記入例	17
償却資産申告書	17
償却資産明細書(減少資産がある場合)	18
種類別明細書(増加資産・全資産用)	19

I 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、国立市内に償却資産を所有している方です。

次の方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を国立市内の事業者賃貸(リース)している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している所有者の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (4) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (5) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- (6) 償却資産を共有で所有されている方(各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員が連名で申告してください(例:国立 太郎 国立 花子)。)
- (7) 内装、造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

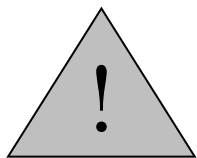
課税標準額が150万円未満(P.11 参照)で資産の変更(増減)がない場合、課税額は発生しませんが必ず申告をしなければなりません。また、市外転出や休業、廃業、解散、合併等をされた方、あるいは該当する資産がない方も、その旨を「償却資産申告書 18 備考」に記入し、申告をお願いいたします。

2. 申告期限

令和7年1月31日(金)

なお、郵送で申告書を提出される方で控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に宛名をご記入の上、切手を貼って同封してください。

期限が近づきますと、窓口が大変混み合います。期限に余裕をもったご申告にご協力をお願いいたします。



申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び国立市市税賦課徴収条例第66条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

実地調査ご協力のお願い

地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査(会社等に備え付けの固定資産台帳確認等)を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得時期に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください(地方税法第17条の5第5項)。

3. 申告の方法

(1) 電子申告(eLTAX)による申告

電子申告のご利用にあたっては、事前に利用登録などの手続きが必要となります。電子申告についての詳しい情報は eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(2) 課税課固定資産税係窓口に直接来庁しての申告

(3) 郵送での申告

郵送で申告書を提出される方で控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に宛名をご記入の上、切手を貼って同封してください。

4. 提出書類

(1) 提出書類: 次の表の区分により○印で示してあります。

(2) 記入方法: 「記入例(P.17～19)」や市のホームページ(ホーム>くらし・手続き>税金>固定資産税・都市計画税>償却資産に関すること)を参照してください。

今までに申告されている方(増加・減少申告)

同封の書類について

- ① 償却資産申告書【第26号様式】
- ② 償却資産明細書(申告者用資料: 現在申告している資産の明細(電算申告を除く))
- ③ 償却資産種類別明細書(増加資産・全資産用)【第26号様式別表1】(緑色・複写のもの)
- ④ 固定資産税(償却資産)申告の手引き

※減少資産種類別明細書は同封いたしませんので、減少資産がある場合は、②償却資産明細書の該当資産を二重線で消し、全部又は一部の区分及び減少事由を赤でご記入ください。

※減少資産種類別明細書が必要な場合はお知らせください(ホームページからも取得可能です。)

同封の書類②償却資産明細書をもとに、前年中の増加・減少資産の有無をご確認ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	—	①償却資産申告書の『18 備考』、1 資産増減なしを「○」で囲む。
減少資産のある方	○	×		②償却資産明細書の該当資産を二重線で消し、全部又は一部の区分及び減少事由を赤でご記入ください。
増加資産のある方	○	○	—	③償却資産種類別明細書(増加資産・全資産用)には <u>増加した資産(申告漏れを含む)のみ</u> を記入してください。『18 備考』、2 資産増減ありを「○」で囲む。

はじめて申告をされる方(全資産申告)

令和7年1月1日現在の資産内容を確認のうえ、ご申告ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書 (全資産用)	記 入 事 項
申告する資産がある方	○	○	明細書には、国立市に所在する <u>全資産を記入</u> してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の『18 備考』、3 該当資産なしを「○」で囲む。 個人で青色申告をしており貸借対照表を作成している場合や法人の場合は、 <u>直近の貸借対照表</u> を添付してください。

※法人の方は固定資産台帳及び法人税確定申告書別表16(1)、(2)、(7)、(8)、(減価償却明細書内訳表)を、個人の方は所得税青色申告決算書等や減価償却費の計算表を添付してください。また、決算が確定した場合は、減価償却資産を確認の上ご申告ください。

企業電算処理方式を利用して申告されている方

市から申告依頼のハガキのみを郵送しています(申告書一式は郵送していません。)。令和7年1月1日現在に所有するすべての資産について、評価額を算出し、種類別明細書(全資産用)を添付の上申告してください。

企業電算処理方式を利用して申告されている方で、自社様式をお持ちの場合、自社様式の償却資産申告書による提出でも差し支えありません。

廃業等をされた方(取消申告)

令和7年1月1日現在、国立市内で事業を行っていない方は、申告書の『18 備考』、4 事業廃止等に年月日を記入し、該当事由に「○」をしてください。

Ⅱ 償却資産とは

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

ただし、無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます(地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉)。

2. 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。

次に掲げる資産も含みます。

- (1) 福利厚生のに供するもの
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- (3) 遊休又は未稼働の償却資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- (4) 改良費(資本的支出) 新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱う
- (5) 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの(P.10 参照)
- (6) 耐用年数が1年未満又は取得価格が 10 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの(例: 中小企業者等の 30 万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)

3. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産(例: 営業権、特許権、アプリケーションソフトウェア等)
- (3) 繰延資産
- (4) 平成 10 年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - 耐用年数が1年未満又は取得価格が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
 - 取得価格が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (5) 取得価格が 20 万円未満のリース資産(法人税法第 64 条の2第1項又は所得税法第 67 条の2第1項に該当するもの)

(参考)少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第4号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記の資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

○取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

○取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。

また、地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の2第1項又は所得税法第 67 条の2第1項に規定するリース資産については、取得価格が 20 万円未満の資産は固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却 ※1	申告対象			
中小企業特例 ※2	申告対象			
一時損金算入 ※3	申告対象外			
3年一括償却 ※4	申告対象外			
リース資産 ※5	申告対象外		申告対象	

↑ 申告していただく方は P.3 参照

※1 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2 中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年4月1日から令和7年3月 31 日までに取得した資産です(租税特別措置法第 28 条の2、第 67 条の5)。ただし、取得価格が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年4月1日から平成 18 年3月31日までに取得した資産となります。

※3 法人税法施行令第 133 条第1項又は所得税法施行令第 138 条第1項

※4 法人税法施行令第 133 条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※5 法人税法第 64 条の2第1項又は所得税法第 67 条の2第1項に規定するリース資産

4. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		申告の対象となる主な償却資産
1 構築物※	構築物	駐車場設備、舗装路面、外構工事(門扉、塀、フェンス、緑化施設等)、広告設備等
	建物附属設備	屋外建築設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備、賃借人(テナント)施工の場合の屋内建築設備・内装・内部造作等(P.10「6. 建物附属設備における家屋(建物)と償却資産の区分」をご参照ください。)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、工作機械、クレーン・コンベア等の装置、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、太陽光発電設備(建材型除く)、農業機械等
3	船舶	ボート、釣船、貸船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車、貸車、客車等(自動車税・軽自動車税の課税対象除く)
6	工具・器具及び備品	パソコン、テレビ、コピー機、レジスター、金庫、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、ルームエアコン、家具(事務机・応接セット)、測定工具、金型、理容及び美容機器、貸衣装、事務用機器、音響機器、娯楽機器、自動販売機等

※所得税または法人税の確定申告書で「建物一式」で申告している場合でも、償却資産に該当するものは、一品ずつ記載してください。

5. 業種別の主な償却資産の例

償却資産申告書に記載する耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表第一、別表第二、別表第五及び別表第六)」に掲げる耐用年数です。

業 種	主な償却資産 []内の数字は耐用年数
共 通	舗装路面・外構(アスファルト敷[10]、コンクリート敷・れんが敷・石敷[15])、門・塀(金属造[10]、コンクリート造[15]、石造[35])、植栽(工場緑化施設除く)[20]、屋外給排水設備[15]、屋外電気設備[15]、屋外ガス設備[15]、看板(広告用金属製のもの[20]、広告用その他[10])、太陽光発電システム[17]、パソコン[4]、ルームエアコン[6]、レジスター[5]、コピー機[5]、プリンター[5]、テレビ[5]、冷蔵庫[6]、洗濯機[6]、自動販売機[5]、看板(店頭の立て看板等)[3]、応接セット(接客業用[5]、その他[8])、事務机・椅子(主として金属製のもの)[15]、ロッカー[15]、キャビネット(主として金属製のもの)[15]、LAN設備(LANボード、ルーター等)[10]、タイムレコーダー[5]、カーテン[3]、金庫(手提げ金庫[5]、その他のもの[20])、室内装飾品(主として金属製のもの[15]、その他のもの[8])等
農 業	ビニールハウス(基礎がなく、材質の耐久性がないもの)[8]、耕運機[7]、脱穀機[7]、フォークリフト(自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの)[4]、トラクター(自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの)[7]、果樹だな[17]、野菜洗浄機[7]、ほだ木[3]等
製 造 業	食料品製造業用設備[10]、木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備[8]、家具業又は装備品製造業用設備[11]、電気機械器具製造業用設備[7]、プラスチック製品製造業用設備[7]、フォークリフト(自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの)[4]等
印 刷 業	デジタル印刷システム設備[4]、製本業用設備[7]等
建 設 業	パワーショベル(コンボ)[8]、ブルドーザー[8]、フォークリフト(自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの)[4]等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機付及び冷蔵機付[6]、その他のもの[8])、簡易間仕切り[3]等
飲食店業	厨房設備[8]、家具(接客業用)[5]、電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器[6]、食事又は厨房用品(陶磁器製又はガラス製のもの[2]、その他のもの[5])、カラオケ機器[5]等
クリーニング業	洗濯機[13]、脱水機[13]、乾燥機[13]、プレス機[13]等
理容・美容業	理容・美容椅子[5]、洗面・洗髪設備[5]、パーマ器[5]、タオル蒸器[5]、ドライヤー[5]等
医(歯科)業	手術機器[5]、消毒殺菌用機器[4]、診察用ベッド[8]、レントゲン装置(移動式のもの[4]、その他のもの[6])、歯科診療用ユニット[7]、ファイバースコープ[6]、調剤機器[6]等
不動産貸付業	受変電設備[15]、発電機設備[15]、蓄電池設備[6]、中央監視制御装置[15]、消火器具[8]、サイクルポート(自転車置き場)[10]、ゴミストッカー(ゴミ置き場)[7]、集合ポスト[7]、宅配ボックス[10]等
駐車場業	舗装路面(アスファルト敷[10]、コンクリート敷[15])、機械式駐車設備(ターンテーブル及び機器)[10]、駐車装置(オートロック式パーキング装置)[10]等
娯 楽 業	パチンコ台[2]、パチスロ台[3]、玉貸機[5]、還元機[10]、台取付工事((島)木製のもの)[5]、照明設備[15]、ゲーム機[2]、両替機[5]、接客用家具[5]等
ガソリンスタンド	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備[8]等

6. 建物附属設備における家屋(建物)と償却資産の区分

建物附属設備(内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)は、家屋と建物附属設備の所有関係や設備の性格等に応じて、次表のように区分して取り扱われます。

設備等の種類	設備等の内容		家屋と建築設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電灯・照明設備	屋外設備		◎		◎
		屋内設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	衛生器具設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等の設備		◎		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、機械式駐車設備、看板、駐輪設備、メールボックス、簡易間仕切、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)		◎		◎

※賃貸ビル等で事業を営んでいる賃借人(テナント)が取り付けた建物附属設備は、賃借人を所有者とみなし固定資産税を課税します。(地方税法第343条第10項及び国立市市税賦課徴収条例第46条第7項)

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

1. 償却資産の評価方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数※をもとに評価します。

評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 1、2、5 及び 6 が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

ア. 中古見積耐用年数：同省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数

イ. 短縮耐用年数：法人税法施行令第 57 条第 1 項又は所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額＝取得価格×(1－減価率(a)／2)	評価額＝取得価格×(1－減価率(a))

【計算例】令和6年度

(単位:円)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
ルームエアコン	R5年11月	500,000	6年	0.319	$500,000 \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ =420,000	1,591,200
看板	R5年 2月	1,600,000	3年	0.536	$1,600,000 \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ =1,171,200	

令和7年度

(単位:円)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
外構	R6年 9月	2,700,000	15年	0.142	$2,700,000 \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ =2,508,300	3,337,756
ルームエアコン	R5年11月	500,000	6年	0.319	$420,000 \times (1 - 0.319)$ =286,020	
看板	R5年 2月	1,600,000	3年	0.536	$1,171,200 \times (1 - 0.536)$ =543,436	

※波線部分の数値処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

2. 課税標準と税額

- (1) 課税標準は、賦課期日(1月1日)現在の償却資産の価額(＝評価額 課税標準特例を除く)で償却資産課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。
- (2) 税率は 1.4%です。
- (3) 課税標準額(各資産の合計額)が 150 万円未満の場合には、課税されません。
- (4) 課税標準額が 150 万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので資産の多少にかかわらず申告をしてください。

(P.11 計算例より)

	課税標準額 ※1	税額計算方法	税額 ※2
令和6年度	1,591,000 円	1,591,000 円×1.4%=22,274 円	22,200 円
令和7年度	3,337,000 円	3,337,000 円×1.4%=46,718 円	46,700 円

※1 課税標準額は前項計算例のとおり各評価額の合計額となり、1,000 円未満を切り捨てます。

土地・家屋がある場合は、課税標準額の合計後に 1,000 円未満を切り捨てます。

※2 税額は 100 円未満を切り捨てます。

【減価残存率表】

課税計算は、評価基準で下記の「減価率(a)」（旧定率法）が適用されます。

(参考) 減価残存率表（「固定資産評価基準」別表第15より作成）

耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率	
		前年中 取得 (1-a/2)	前年前 取得 (1-a)			前年中 取得 (1-a/2)	前年前 取得 (1-a)			前年中 取得 (1-a/2)	前年前 取得 (1-a)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

(注) 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額です。

固定資産評価基準 第3章 償却資産 第1節 償却資産 十 評価額の最低限度

3. 納税通知書及び納期等

納税通知書は5月上旬に郵送し、通常年4回の納期(国立市では5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただきます。申告期限までに申告が無い場合は、納期回数が変わることがあります。具体的な納期限は固定資産税納税通知書でお知らせいたします。

4. 課税台帳の閲覧及び審査の申し出

申告に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。この価格等は当市課税課において所有者、納税管理人及び代理人等へ閲覧に供しています。閲覧は価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

※身分証明書をお持ちください。代理人等の場合は委任状もご持参ください。

なお、この価格等に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過するまでに、文書をもって当市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。※償却資産は、縦覧の対象外となります。

5. 非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する設備等で、地方税法第 348 条の規定により非課税となるものがあります。非課税の適用を受けるには別途申請が必要です。

6. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例により、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、別途申請が必要です。

また、公共の危害防止のために設置された公害防止施設、再生可能エネルギー発電設備、浸水防止用設備や市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備等については、課税標準の特例割合を条例化(わがまち特例)しております。こちらについても別途申請が必要です。

7. 国税との主な違い

項 目	固 定 資 産 税	国 税
圧縮記帳の制度 ※3	認められません	認められます(法人税法第 42 条等)
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法第 3 章第 1 節等)
増加償却 ※4	認められます	認められます
償却計算の時期	賦課期日(1月1日)	事業年度末日
減価償却の方法	原則として、「固定資産評価基準」※5に定める減価率によります。減価残存率表(P.12)をご参照ください。	(旧)定率法・(旧)定額法の選択制度(建物については(旧)定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	合算評価

※3 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入ください。

※4 法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

※5 「固定資産評価基準」とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

8. 償却資産に関する法令等

- ・固定資産税評価:固定資産評価基準:地方税法第388条第1項

第3章 償却資産 第1節 償却資産

七 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額

取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額による。再取得価額が明らかでない場合は、「資産再評価の基準の特例に関する省令」第2条又は第3条の規定により求めた推定取得価額によります。

- ・固定資産とは:同法第341条第1号
- ・償却資産とは:同法第341条第4号
- ・償却資産の納税義務者:同法第343条第1項、第3項

ただし、所有権留保付割賦販売は同法第342条第3により共有物となりますが、この場合、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」第3章10により買主(賃借人)に課税となります。

- ・固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権:同法第353条
- ・所得税又は法人税に関する書類の閲覧等:同法第354条の2
- ・固定資産(償却資産)の申告:同法第383条
- ・更正、決定等の期間制限:同法第17条の5第5項
- ・固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪:同法第385条
- ・固定資産に係る不申告に関する過料:同法第386条
- ・固定資産の評価に関する事務に従事する市職員の任務(公平な評価):同法第403条第2項
- ・固定資産の実地調査:同法第408条
- ・国立市ホームページ <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>



国立市ホームページ

IV 償却資産申告Q&A

Q1:毎年、税務署へは確定申告をしています、市へも償却資産の申告をする必要はありますか？

A1:申告が必要です。確定申告における減価償却費の内容の一部が償却資産となります。自己申告制度となりますので、税務署への申告とは別に国立市へ償却資産の申告をする必要があります。

Q2:市内で不動産を所有し賃貸業を営んでいて、固定資産税(土地・家屋)は毎年納めていますが、償却資産の申告も必要なのでしょうか？

A2:償却資産の申告は必要です。土地や家屋の課税対象とは別に償却資産の申告対象となる資産は存在します。P. 9「5. 業種別の主な償却資産の例」を参考に対象項目をご申告ください。

Q3:確定申告の減価償却費は、建物として一括で経費計上しているのですが、償却資産はどのように提出すればいいですか？

A3:家屋としての課税は建物本体のみですので、家屋と一体になっていない壁掛けエアコンや屋外の設備、外構等は、建物総額の中から抜き出して申告していただきます。

Q4:敷地の中には、共同住宅(アパート)しかなく、外構や屋外設備はほとんど無いと思うのですが、申告する必要はありますか？

A4:申告が必要です。上下水道における本管からの引き込み工事や屋外ガス工事、屋外電気設備工事、太陽光発電システム(屋根材一体型を除く)、建物周囲の舗装、植栽、駐車場整備、自転車置場、エアコン工事等、その多少にかかわらず申告していただく必要があります。

Q5:テナントとして店舗を借りて事業をしている場合、どのような物が申告対象になりますか？

A5:ご契約後に、付加された内装造作工事や水廻り増設工事などは償却資産対象となります。お持ちの備品等の資産とともにご申告ください。

Q6:昨年から資産の増減がない場合、今年の申告は必要ですか？

A6:資産の増減がない場合でも、毎年1月1日現在、国立市内に所有している償却資産について申告が必要です。

Q7:事業用と個人用の両方に使用している資産は、申告する必要がありますか？

A7:申告が必要です。償却資産は、事業の用に供することができる資産が課税の対象とされていますが、個人事業者が事業用と非事業用の両方に使用している資産については、事業割合に関係なく取得価格のまま申告していただく必要があります。

Q8:耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告する必要がありますか？

A8:申告が必要です。減価償却済みでも、除却又は売却等をせずに事業の用に供されている資産は申告の対象となります。

Q9:市内で農業を営んでいるのですが、農機具や農耕用の車両は課税対象でしょうか？

A9:事業で使用されているものは基本的に課税対象となります。ただし、農耕用のトラクターやテラー付耕運機等でナンバープレートの付いているものは、自動車税または軽自動車税の課税対象ですので、申告の必要はありません。